

1 はじめに

日本では人口減少や少子高齢化が急速に進行しており、特に地方部においてその影響が顕著である。このため、多くの地方自治体で税収の減少や地域経済の活力低下が深刻な問題となっている。また、東京圏への一極集中が進む中、進学や就職を契機に都市部へ移住する人々が増加し、その結果、生まれ育った地域以外の自治体に納税する傾向が強まっている。この現象は、地方の財政基盤をさらに弱体化させるとともに、地域間格差を拡大させる要因となっている。

こうした背景のもと、地方創生や地域間格差の是正を目指してふるさと納税制度が創設された。本制度は、寄附を通じて税額控除を受けられるという、他国にはない特徴的な仕組みとして注目されている。しかしその一方で、税制上の問題が指摘されるほか、制度趣旨から逸脱した過度な返礼品競争が展開されるなど、多くの課題が浮き彫りとなり、制度の持続可能性への懸念が高まっている。

これを受けて、総務省は2019年に返礼率を3割以内とし、返礼品の内容を地域の地場産品に限定する法改正を行った。しかし現状として、前述の懸念は解消されていない。

そこで本稿では、ふるさと納税制度における返礼率をめぐる自治体間競争の変遷に着目して、返礼率に上限規制を設ける政策が、各自治体の返礼率設定や自治体間競争に与えた影響を実証的に分析することで、本制度の実効性や制度改正が地方財政に及ぼす影響を明らかにすることを目的とする。

本稿の構成は次のとおりである。次節では、ふるさと納税制度の概要と先行研究を整理し、本稿の意義を示す。第3節では、分析の枠組みおよび使用する変数とモデルについて説明する。第4節では、推計結果の解釈とその考察を行い、最後に本稿の総括および今後の課題を示す。

2 ふるさと納税制度の概要と先行研究

2-1 ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税制度は、納税者が自分で選んだ自治体に寄附を行った場合に、一定の上限の範囲内で、寄附額から2000円を差し引いた額が所得税および住民税から控除される仕組みとして、2008年に創設された。また、税控除に加えて、自治体から提供される返礼品が制度の魅力を高めている。特に、返礼品の価値が実質的な負担額（2000円）を超える場合の経済的利益が広く知られるようになったことや、ふるさと納税代行業者への委託の増加、テレビCMでの宣伝強化などが影響し、制度の実績は着実に増加している。

具体的には、制度が開始された2008年時点では、寄附件数が約5万件、寄附金額が約81億円であった¹。しかし、2015年以降は限度額が2倍に拡充されたことに加えて、手続きの簡素化を図るワンストップ特例制度が導入されたことにより、急激に利用が拡大した。さらに、直近の2023年には寄附件数が約5千900万件、寄附金額が約1兆1175億円にまで達し、市場規模は引き続き拡大している。

総務省は、本制度の意義として次の3点を挙げている。第一に、納税者が寄附先を選択することで、税金の使途を考える契機となること、第二に、ふるさとや応援したい地域を支援できる仕組みであること、そして第三に、自治体が国民に取組をアピールし、選ばれる地域の在り方を考えるきっかけとなることである²。これらの意義に沿った取組により、多くの寄附を得ている自治体が存在することは、地方創生や地域活性化の観点から肯定的に評価できる。

しかしながら、豪華な返礼品提供による寄附金獲得競争が過熱し、制度本来の趣旨を逸脱した運用がしばしば問題視

¹ 総務省「ふるさと納税ポータルサイト ふるさと納税に関する現況調査等」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/

² 総務省「ふるさと納税ポータルサイト ふるさと納税の理念」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/policy/

されてきた。さらに、都市部から地方部への税の流出が、都市部の自治体における公共サービスの維持に対して懸念を生じさせており、税の再分配に関する制度設計に対しては改善を求める声も上がっている。

これらの問題を受けて、総務省は2017年および2018年の二度にわたって、制度の趣旨に沿った責任ある行動の徹底とともに、返礼率を3割以内とするよう求める総務大臣通知（技術的助言）を発出した。しかし、通知には強制力がなく、状況は改善されなかったため、2019年6月には返礼品を返礼率3割以下の地場産品に限定し、これらの基準に基づいて特例控除の対象自治体を指定（返礼率が3割を超える自治体は制度から除外）するという内容の地方税法改正が行われた。

2-2 ふるさと納税制度をめぐる先行研究

ふるさと納税制度は創設から16年が経過し、実証的な研究が蓄積されている。その多くは、寄附者の寄附意欲に影響を与える要因や、寄附を多く集める自治体の特徴に関する分析である。前者について、E.Yamamura et al. (2017) は、全国自治体のパネルデータ分析により、返礼品支出が1%増加すると寄附金が0.61%増加することを実証し、返礼品の提供が利他的動機による寄附者の増加につながることを明らかにした。また、高橋他 (2018) はアンケート調査を用いて、税額控除を受けられるといった経済的インセンティブが寄附行動に影響を与える可能性を示唆している。後者について、尾内 (2016) は、全国自治体を対象としたアンケートに基づくパネルデータ分析を通じて、返礼品の有無に加え、PR活動や寄附手続きの簡便化に力を入れる自治体が寄附を集める傾向にあることを明らかにしている。

一方で、自治体間競争に関する研究も増えてきている。深澤 (2019) は、2017年度のふるさと納税現況調査実績を用いて、競争相手自治体による返礼率の引き上げを受けて自地域の返礼率を高めるという形での相互依存関係が存在することを明らかにし、返礼品競争が実質的な租税競争である可能性を示唆した。さらに、末松 (2020) は、深澤 (2019) の分析を発展させる形で、2015年度から2017年度のパネルデータ分析により、競争相手自治体の返礼率が高い自治体ほど返礼率が高くなり、税控除による流出割合が大きい自治体ほど返礼率が高くなる傾向が強いことから、同様に租税競争の性質を有すること指摘している。また、E.Fukasawa et al. (2020) は、返礼率の引き上げによる自治体間競争が、寄附金額に対する返礼品調達費用の増加をもたらし、その結果、競争がない場合と比較して自治体の純収益が少なくとも7.5%減少することを指摘している。これらの先行研究では、返礼率の引き上げ合いを通じた自治体間競争の存在が明らかにされており、返礼率の上限規制を含む政策が競争緩和に有効である可能性にも言及されている。

これに対して、高橋 (2023) は、2016年度から2019年度のパネルデータ分析と2019年度のクロスセクションデータ分析を比較し、後者では競争相手自治体の返礼率がふるさと納税の返礼率に影響を及ぼしていないことを明らかにした。ただし、2019年は年度途中で制度改正が行われており、この結果のみで制度改正の影響を包括的に評価することは難しい。この点についてより詳細に分析した深澤 (2024) は、2016年度から2021年度のクロスセクションデータを用いた分位点回帰分析を行い、制度改正前後で返礼品競争が緩和されたことを示した。特に、制度改正前には返礼率の高低に関わらず全自治体間で競争が行われていたが、改正後には返礼率がもともと低かった自治体間での競争へと変化していることが示唆されている。

以上を踏まえると、2019年の制度改正が自治体間競争に与えた影響についての詳細な検証は、深澤 (2024) の成果を含め、いまだ限定的である。また、ふるさと納税制度の実績が右肩上がりでも推移している状況を考慮すると、本当に自治体間競争が緩和されたのかについては、さらなる分析が求められる。本稿は、2022年度までの最新のデータに基づいて、返礼率上限規制の導入が自治体間競争に与えた具体的な影響を実証的に解明するものである。さらに、ふるさと納税が租税競争を引き起こしているという深澤 (2019) や末松 (2020) の指摘を踏まえると、今回の制度改正は、世界的にも例の少ない租税競争抑制策の一つと位置付けられる。この規制の効果を実証的に検証することは、ふるさと納税制度に関する理解を深めるだけでなく、租税競争における抑制策の有効性を評価する上でも重要な学術的意義を持つ。

3 分析方法

3-1 分析の枠組み

本稿では、返礼率の決定要因に着目して、2019年に導入された返礼率3割上限規制が自治体間競争に与えた影響を分析する。まず、制度改革の影響をマクロ的な視点から捉えるため、寄附金額、返礼品調達費用、返礼率の全国平均値の推移を可視化し、制度改革前後の状況を比較する。次に、全国市区町村を対象に、返礼率の決定要因を明らかにするため、被説明変数に「返礼率」、説明変数に「競争相手自治体の平均返礼率」と「税控除による流出割合」を設定し、回帰分析を行う。そして、制度改革前後の推計結果を比較することで、自治体間競争にどのような変化が生じたかを検証する。最後に、実際に返礼率を大幅に引き上げた実績のある自治体を対象にアンケート調査を実施し、返礼率引き上げの理由を明らかにする。

なお、2019年度は6月に制度改革が行われていることから、改正前後の期間で取扱いが異なり、推計結果に影響を来す恐れがあるため、本稿での分析期間は、制度改革前を2016年度から2018年度の3年間、制度改革後を2020年度から2022年度の3年間と設定する。

次に、本稿の問題意識を踏まえ、以下の仮説を設定した。

仮説1：返礼率の上限規制は過度に高い返礼率の設定を抑制する効果を持つ

仮説2：返礼率の上限規制は自治体間競争を抑制する効果を持たない

仮説1については、制度改革により指定制度が導入されたことを踏まえると、妥当であると推測される。ただし、その妥当性を実証的に検証することには重要な意義がある。一方、仮説2については、過度に高い返礼率の設定が抑制される一方で、制度改革後も寄附金額が増加を続けている点を踏まえると、競争が緩和されていない可能性が高いと考えられる。特に、制度改革により返礼率の上限が設定されたものの、当初から返礼品を提供していない自治体や、低い返礼率を設定していた自治体が、返礼率を引き上げて3割に近づける動きを見せる可能性がある。このような動きが進展すれば、自治体間競争が引き続き継続することが予想される。

3-2 変数及びデータ

本稿では、深澤（2019）および末松（2020）を参考に以下のとおり変数を設定する。

（1）被説明変数

自治体が設定する「返礼率」を用いる。自治体間競争を評価する指標として、返礼率がどのような要因によって決定されているかを分析することで、制度改革による影響を捉える。返礼率の算定にあたっては、地方税法において、寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用³が受領する寄附金額の3割以下である必要性を規定していることを根拠として、返礼品の調達にかかる費用を寄附金額で除したものと定義する。

（2）説明変数

「競争相手自治体の平均返礼率」および「税控除による流出割合」を説明変数として設定する。競争相手自治体の平均返礼率については、伊藤（2002，2006）が示すように、自治体は政策策定時に近隣自治体、特に同一都道府県内の他の自治体を参照する傾向がある。この前提に基づき、競争相手自治体は同一都道府県内の他の自治体と定義し、その

³ 総務省告示第179号において、「個別の返礼品等の調達のために、地方団体が現に支出した額とし、支出の名目に関わらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合には、当該支出した額を含むものとする」と規定されている。

平均返礼率を被説明変数と同様の指標として用いる。この定義の妥当性について、ふるさと納税はインターネットを通じた寄附が一般的であるため、通常の政策と比較して地理的要因の影響は相対的に小さい可能性がある。一方で、返礼品として地域の特産品が多く提供されていることを鑑みると、農業等の地域的特性は、気候や地形などの地理的要因によって周辺自治体と類似することが多いため、同一都道府県内の他の自治体と定義することにも一理ある。また、自治体の人口構造や財政状況等が類似する自治体が競争相手となることも考えられるが、後述するコントロール変数を用いることで、これらの影響を一定程度考慮することができる。したがって、本稿では競争相手自治体を同一都道府県内の他自治体と定義する。

また、税控除による流出割合については、ふるさと納税が実質的に税収を自治体間で移転させる仕組みであることから、他の自治体に流出する税の割合が返礼率設定に与える影響は、自治体間競争の度合いを測る指標として重要である。なお、税の流出状況に応じて自治体が返礼率を設定する場合、政策決定を行う前年度の寄附に基づく控除状況を参考にすることが想定される。そこで、本稿では流出割合の算出に当たって、寄附の翌年度に控除される住民税の控除額データを使用するため、前年度の寄附実績に基づく当該年度の控除額を使用する。

(3) コントロール変数

自治体ごとの固有の背景や条件を考慮するため、人口基盤に関する変数として「人口」および「65歳以上人口比率」を、経済基盤に関する変数として「一人当たり所得」、「第一次産業比率」、「農家一人当たり農業産出額」を、財政基盤に関する変数として「財政力指数」および「実質公債費比率」を設定する。また、義援的動機に基づく寄附募集が行われていることも踏まえて、「災害復旧費割合」をコントロール変数に加えることとする。各コントロール変数の設定理由は以下のとおりである。

人口および65歳以上人口比率について、自治体の人口規模や高齢化率は、地域活性化や地方創生を推進する上で、寄附を積極的に獲得しようとするインセンティブと密接に関連している。次に、一人当たり所得については、自治体間の所得格差が返礼率設定に与える影響を考慮するために採用する。また、第一次産業比率および農家一人当たり農業産出額については、ふるさと納税の主な返礼品が地域の特産品である点を踏まえると、地域の産業構造や特産品の生産価値が返礼率の設定に与える影響は無視できないと考えられる。

さらに、財政力指数および実質公債費比率は、自治体の財政的余裕度を示す指標であり、返礼率設定における政策余地を評価するために採用する。ここで、財政力指数については、財政力が極端に高い自治体は寄附を集める必要性が低いいため返礼率を抑える一方、財政力が極端に低い自治体では返礼率を引き上げる余力が乏しい可能性がある。このような非線形的な関係を捉えるため、二乗項も分析に含めることとする。

最後に、災害復旧費割合について、ふるさと納税における寄附が社会的責任感や他者への共感に基づく場合、特に地震や豪雨などの自然災害発生時には、復興支援を目的とした義援的動機に基づく寄附が行われることが多い。このような寄附に対しては、返礼品を提供しない自治体が多いため、災害の有無や規模が返礼率の設定に影響を及ぼす可能性がある。そのため、災害の程度を示す指標として災害復旧費割合を変数に加える。

以上より、本稿では独自の検討を踏まえた結果、末松（2020）の設定に準拠した変数およびモデルを採用し、分析対象期間を拡張して制度改正の影響を検証する。データの出所および基本統計量は以下のとおりである。

表1 データの出所

変数	定義	出所
返礼率	返礼品の調達にかかる費用／寄附金額	総務省「ふるさと納税に関する現況調査」(平成29年度～令和5年度)
競争相手自治体の平均返礼率	同一都道府県内の他の自治体の返礼品の調達にかかる費用総額／同一都道府県内の他の自治体の寄附金総額	総務省「ふるさと納税に関する現況調査」(平成29年度～令和5年度)
税控除による流出割合	市町村民税控除額／地方税収	総務省「ふるさと納税に関する現況調査」(平成29年度～令和5年度) 総務省「市町村別決算状況調」(平成28年度～令和4年度)
人口	人口総数(百万人)	総務省「住民基本台帳」(平成29年～令和5年)
65歳以上人口比率	65歳以上人口／総人口	総務省「住民基本台帳」(平成29年～令和5年)
一人当たり所得	総所得金額／15歳以上人口(百万円／人)	総務省「市町村税課税状況等の調」(平成28年度～令和4年度) 総務省「住民基本台帳」(平成29年～令和5年)
第一次産業比率	第一次産業就業者数／就業者総数	総務省統計局「国勢調査」(平成27年度、令和2年度)
農家一人当たり農業産出額	農業産出額／農業就業者数(百万円／人)	農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」(平成28年度～令和4年度) 総務省統計局「国勢調査」(平成27年度、令和2年度)
財政力指数	基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値	総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」(平成28年度～令和4年度)
実質公債費比率	地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値	総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」(平成28年度～令和4年度)
災害復旧費割合	災害復旧費／歳出総額	総務省「市町村別決算状況調」(平成28年度～令和4年度)
2017年度ダミー	2017年度に1、その他年度に0をとるダミー変数	
2018年度ダミー	2018年度に1、その他年度に0をとるダミー変数	
2021年度ダミー	2021年度に1、その他年度に0をとるダミー変数	
2022年度ダミー	2022年度に1、その他年度に0をとるダミー変数	

(注)「ふるさと納税に関する現況調査」は実績を翌年度調査で公表しているため、平成29年度から令和5年度の調査結果を使用。
人口は、各年度1月1日時点の人口を使用(例：2016年度→平成29年1月1日)。
「国勢調査」は5年に1度のため、2016年度から2019年度では平成27年度結果を、2020年度から2022年度では令和2年度結果を使用。

表2 基本統計量

変数	【全期間】2016～2022年度 (N:12,098)				【制度改正前】2016～2018年度 (N:5,146)				【制度改正後】2020～2022年度 (N:5,217)			
	平均	最小値	最大値	標準偏差	平均	最小値	最大値	標準偏差	平均	最小値	最大値	標準偏差
返礼率	0.261	0.000	0.999	0.106	0.276	0.000	0.999	0.138	0.251	0.000	0.584	0.067
競争相手自治体の平均返礼率	0.293	0.056	0.540	0.066	0.330	0.056	0.506	0.078	0.266	0.092	0.333	0.027
税控除による流出割合	0.005	0.000	0.085	0.006	0.003	0.000	0.054	0.003	0.007	0.000	0.085	0.007
人口	0.072	0.000	3.760	0.185	0.072	0.000	3.746	0.180	0.072	0.000	3.760	0.189
65歳以上人口比率	0.338	0.147	0.672	0.075	0.327	0.148	0.620	0.072	0.349	0.147	0.672	0.077
一人当たり所得	1.423	0.607	7.037	0.418	1.360	0.607	6.384	0.396	1.492	0.642	7.037	0.431
第一次産業比率	0.109	0.000	0.771	0.102	0.112	0.000	0.771	0.103	0.105	0.000	0.759	0.100
農家一人当たり農業産出額	4.492	0.000	40.000	3.876	4.478	0.000	31.516	3.673	4.549	0.000	34.500	4.056
財政力指数	0.505	0.050	2.210	0.283	0.504	0.050	2.150	0.284	0.502	0.060	2.210	0.280
実質公債費比率	7.288	-8.200	76.800	4.320	7.451	-7.700	76.800	4.463	7.111	-7.800	70.000	4.146
財政力指数(二乗項)	0.335	0.003	4.884	0.366	0.335	0.003	4.623	0.363	0.331	0.004	4.884	0.362
災害復旧費割合	0.010	0.000	0.449	0.025	0.009	0.000	0.449	0.023	0.010	0.000	0.371	0.026

なお、本稿において、一部の地域でデータの欠損が確認された。主なものとして、第一次産業比率に関しては、帰還困難区域等に指定されている福島県の一部自治体、農家一人当たり農業産出額に関しては東京23区のデータが欠如していたため、これらの地域のデータは分析から除外した。

3-3 モデル

分析に使用するモデルは以下のとおり。

① 制度改正前

$$RR_{it} = \alpha + \beta_1 CRR_{it} + \beta_2 TRL_{it} + \beta_3 POP_{it} + \beta_4 POP65_{it} + \beta_5 INC1_{it} + \beta_6 PRI_{it} + \beta_7 AGR_{it} + \beta_8 FIN_{it} + \beta_9 FIN_{it}^2 + \beta_{10} BOND_{it} + \beta_{11} DRR_{it} + \beta_{12} 2017Dummy_{it} + \beta_{13} 2018Dummy_{it} + \varepsilon_{it}$$

② 制度改正後

$$RR_{it} = \alpha + \beta_1 CRR_{it} + \beta_2 TRL_{it} + \beta_3 POP_{it} + \beta_4 POP65_{it} + \beta_5 INC1_{it} + \beta_6 PRI_{it} + \beta_7 AGR_{it} + \beta_8 FIN_{it} \\ + \beta_9 FIN_{it}^2 + \beta_{10} BOND_{it} + \beta_{11} DRR_{it} + \beta_{12} 2021Dummy_{it} + \beta_{13} 2022Dummy_{it} + \varepsilon_{it}$$

RR は返礼率、CRR は競争相手自治体の平均返礼率、TRL は税控除による流出割合、POP は人口、POP65 は 65 歳以上人口比率、INC1 は一人当たり所得、PRI は第一次産業比率、AGR は農家一人当たり農業産出額、FIN は財政力指数、BOND は実質公債費比率、DRR は災害復旧費割合を表す。

ここで、上記のモデルにおいては、内生性の問題が生じる。具体的には、説明変数である「競争相手自治体の平均返礼率」と被説明変数である「返礼率」の間に双方向の因果関係が存在することにより、説明変数と誤差項が相関し、推計結果にバイアスを生じさせる懸念がある。この問題に対処するため、本稿では二段階最小二乗法 (2SLS) による推計を行う。ここで操作変数には、同モデルによる推計を行う末松 (2020) を参考に、人口基盤に関する変数として「人口」、経済基盤に関する変数として「農家一人当たり農業産出額」、財政基盤に関する変数として「実質公債費比率」のいずれも競争相手自治体の平均値を用いる。

上記 3 変数を使用する理由としては、前提として、いずれも説明変数である「競争相手自治体の平均返礼率」には影響を及ぼすものの、被説明変数である「返礼率」には影響しないと考えられる。また、人口が少ない自治体は人口が多い自治体と比較して税収が少ないことから、寄附獲得のために返礼率を高めるインセンティブが強く働き、返礼率との間には負の相関が想定される。農家一人当たり農業産出額が高い自治体は、ブランド米や果物など寄附者に魅力的な返礼品を提供する可能性が高いことから、返礼率との間には正の相関が予想される。実質公債費比率が高い自治体は、財政的な自由度が低く新たな財源を必要とするため、返礼率を引き上げる可能性があると考えられる。このため、返礼率との間には正の相関が想定される。

また、これらの変数が二段階最小二乗法における適切な操作変数として機能するかを確認するために、第一段階での F 統計量を用いて、操作変数が説明変数 (内生変数) と十分に関連しているかを検証する。次に、過剰識別制約検定における J 統計量を使用して、操作変数が外生的であるか、つまり誤差項と無相関であるかを確認する。

4 推計結果と考察

4-1 マクロの視点からの分析

寄附金額および返礼品調達費用の全国総額、ならびに返礼率の全国平均について、年度別動向を可視化し、マクロの視点から制度運用の実態を分析した。図 14 に示すように、2016 年度から 2022 年度にかけて、寄附金額と返礼品調達費用はいずれも増加傾向にあることが確認できる。特に寄附金額は、返礼率上限規制が導入された 2019 年度に一時的に減少したが、2020 年度以降は毎年約 1500 億円規模で増加している。また、返礼品調達費用も 2019 年度に減少したが、翌年度から再び増加に転じ、2021 年度には制度改正前の 2018 年度を上回る水準に達している。一方、返礼率については、2018 年度までは 3 割を超えていたが、2019 年度の制度改正の影響を受けて 3 割以内に収束した。しかし、2021 年度以降はわずかながら回復しており、返礼率を引き上げる自治体の増加が見受けられるようになった。

これらの結果から、2019 年度に導入された返礼率に対する上限規制は、仮説 1 に示した通り、3 割を超える返礼率の設定に対して抑制的な効果をもたらしたことが確認された。しかしながら、寄附金額および返礼品調達費用の抑制については、短期的な効果にとどまり、持続的な抑制には至っていない。寄附金額の増加は、多くの寄附を獲得している自治体にとって財源の拡充をもたらし、地域活性化や公共サービスの改善に寄与する可能性があるため、適正な運用がなされている場合には肯定的に評価できる。しかし一方で、この増加は主に都市部の自治体が本来得られるべき税収を

⁴ 本稿では、返礼品を提供していると回答しているにもかかわらず返礼品調達費用が未記載の自治体および返礼率が 10 割を超える (すなわち、返礼品調達費用が寄附金額を上回る) 自治体を除外しているため、使用するデータは総務省公表値の単純合計と異なる。

失う状況を生み出し、その結果、必要な公共サービスの維持が困難になるリスクを高めている。そのため、寄附金額の増加は一概に肯定できるものではなく、税の本来の役割が損なわれる恐れがあるほか、制度設計そのものが自治体間の財政格差を助長する可能性もある。

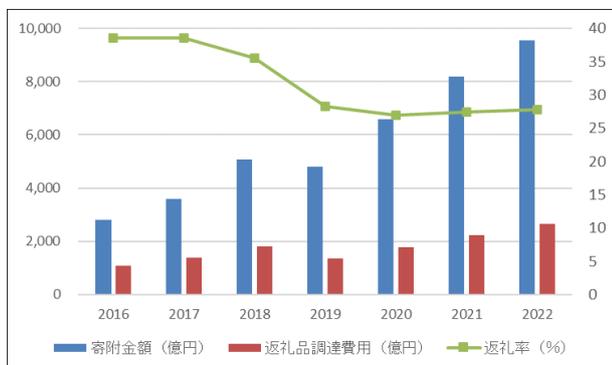


図1 ふるさと納税の年度別動向

出所) 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」をもとに筆者作成

表3 ふるさと納税の年度別動向

年度	寄附金額 (億円)	返礼品調達費用 (億円)	返礼率 (%)
2016	2,793.75	1,075.72	38.50
2017	3,599.92	1,386.43	38.50
2018	5,083.58	1,807.06	35.50
2019	4,810.80	1,360.11	28.30
2020	6,585.27	1,772.56	26.90
2021	8,187.91	2,246.70	27.40
2022	9,536.31	2,649.36	27.80

出所) 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」をもとに筆者作成

4-2 自治体別返礼率の分析 (累積分布関数による可視化)

自治体が設定する返礼率の経年変化を明らかにするため、累積分布関数を用いて可視化を行った。図2より、2016年度から2022年度にかけて、高い返礼率を設定する自治体の割合は年々減少しており、曲線の傾きが垂直方向に近づいている。区分別の分布割合においても、返礼率が3割を超える自治体は、制度改正前の2016年度から2018年度にかけて全体の約2割から5割弱を占めていたが、2019年度の制度改正を契機に急激に減少し、近年ではその割合が1割未満⁵⁾にとどまっている。このことから、仮説1のとおり、返礼率の上限規制が過度に高い返礼率の設定を抑制する効果を持っていることが実証された。

ここで、影響の一因として、総務省が3割を超える返礼率を設定した自治体を控除対象から除外したことが挙げられる。しかし、実際に除外された自治体は4市町⁶⁾に限られ、また、分析対象となる自治体数は年々増加していることを踏まえると、単に高い返礼率を設定した自治体を除外したことによる影響だけではなく、制度改正が自治体に対して高い返礼率を設定すること自体を抑制する効果を持っていたと解釈するのが妥当である。

一方で、3割以内の範囲での分布においては、2割から3割の返礼率を設定する自治体の割合が顕著に増加している。これは、3割を超える返礼率を設定していた自治体が返礼率を引き下げたことが一因であると考えられるが、同時に、2割以下の低い返礼率を設定する自治体の割合が年々減少していることも確認できる。加えて、返礼品を提供しない自治体(返礼率がゼロの自治体)の割合も減少しており、2022年度にはほとんどの自治体が返礼品を提供するようになっている。

これらの結果は、返礼率の上限規制が、もともと返礼率をゼロまたは低い割合で設定していた自治体に対して、当初の返礼率を引き上げる効果をもたらしたことを実証している。

⁵⁾ 制度改正により返礼率3割以上の自治体は制度から除外されることとなったが、本稿における返礼率は、自治体が政策策定時に設定した返礼率ではなく、財政年度における決算ベースの返礼率を使用しているため、想定を下回る寄附しか得られなかった場合には、結果として返礼率が3割を上回る可能性がある。

⁶⁾ 大阪府泉佐野市、静岡県小山町、和歌山県高野町、佐賀県みやき町。大阪府泉佐野市は除外措置に対して法的に争い、最終的に勝訴して制度の対象に復帰した。

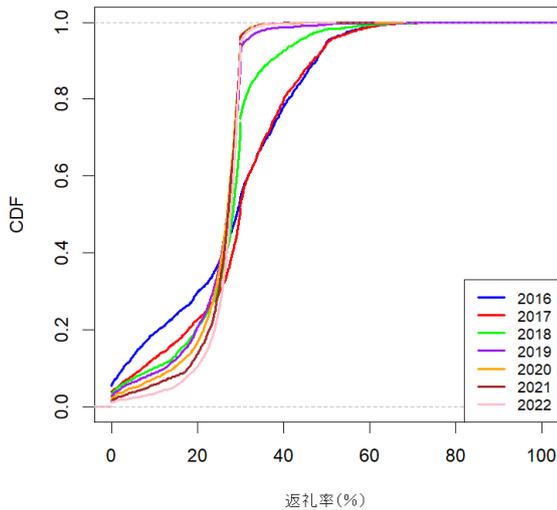


図2 返礼率の累積分布関数(CDF)

出所) 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」をもとに筆者作成

表4 返礼率の累積分布割合

年度	返礼率の分布割合			
	30%以上	20~30%	0~20%	0%
2016	0.45	0.25	0.24	0.05
2017	0.48	0.29	0.19	0.04
2018	0.25	0.54	0.18	0.03
2019	0.08	0.71	0.18	0.03
2020	0.04	0.79	0.15	0.02
2021	0.04	0.83	0.12	0.01
2022	0.05	0.85	0.09	0.01

注)0~20%区分に0%は含まない。

20%は0~20%区分、30%は20~30%区分に含む。

出所) 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」をもとに筆者作成

4-3 返礼率をめぐる自治体間競争の推移 (散布図による可視化)

図3および図4は、2016年度および2022年度における返礼率と競争相手自治体の平均返礼率の関係を示した散布図であり、これらを通じて返礼率の分布およびその相互関係の変化を明らかにする⁷。

まず、図3では、返礼率と競争相手自治体の平均返礼率が比較的広範囲に分布しており、全体として5割までの間で確認できる。回帰直線の傾きから、返礼率と競争相手自治体の平均返礼率には正の相関があり、これは自治体間で返礼率競争が存在していたことを示唆している。しかし、その競争は比較的緩やかであったことも伺える。

一方、図4では、返礼率が概ね3割未満に収束し、競争相手自治体の平均返礼率も3割前後に集まっていることが確認できる。その結果、返礼率の分布のばらつきは2016年度と比較して顕著に縮小し、全体的に3割付近に収束している様子が見て取れる。また、回帰直線の傾きは2016年度よりも大きく、競争相手自治体の平均返礼率が返礼率に与える影響が強まったことが示されている。

このように、2016年度と2022年度の比較を通じて、制度改正前後における自治体間競争の変容や返礼率の分布の変化が明らかとなった。結果として、仮説2が実証され、返礼率上限規制が自治体間競争を緩和させる効果をもたらさなかつただけでなく、むしろ規制後に競争が一層激化する結果となったことが確認された。

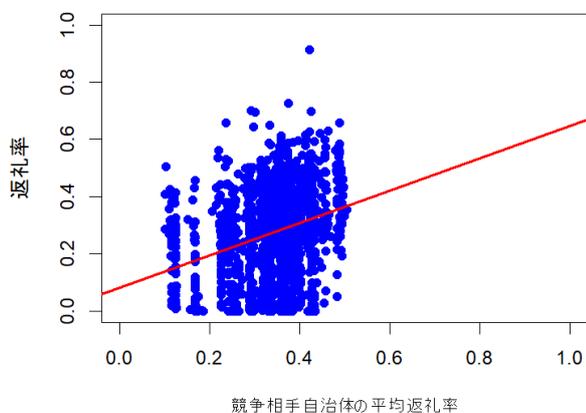


図3 返礼率の散布図と競争度合い(2016年度)

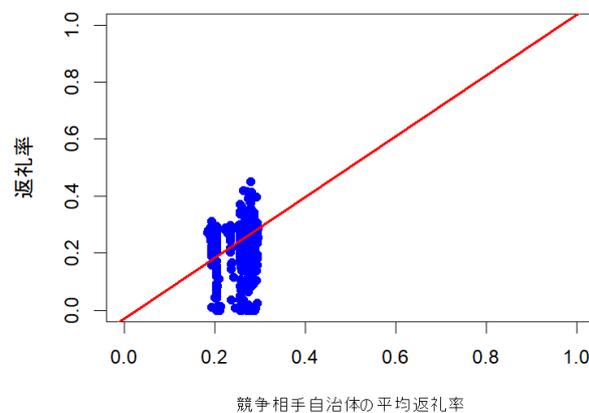


図4 返礼率の散布図と競争度合い(2022年度)

⁷ 2016年度から2022年度までの各年度の散布図は付録を参照されたい。

4-4 重回帰分析

前述の結果についてより精度を高めるために、制度改正前後の各3年度分のデータを用いて、モデルに基づくプールデータ分析および各年度のクロスセクションデータ分析を実施した。ふるさと納税の返礼率上限規制が導入された2019年度を境に、制度改正前（2016年度～2018年度）の推計結果を表3に、制度改正後（2020年度～2022年度）の推計結果を表4に示す。

（1）制度改正前

説明変数について、競争相手自治体の平均返礼率は、各年度において0.1%有意水準で返礼率に正の影響を与えており、競争相手自治体が返礼率を1%引き上げると、当該自治体も返礼率を0.4～0.7%引き上げる傾向が見られる。この結果は、寄附獲得を目的とした近隣自治体間の返礼率競争が存在することを示している。税控除による流出割合に関しては、2016年度において5%有意水準で正の影響が認められた。特例控除による税流出が大きい自治体ほど、寄附を集めるために返礼率を引き上げる傾向があることが示唆される。しかし、他の年度では影響の方向が一貫せず、有意な結果も得られなかったため、税控除による流出割合が返礼率設定に与える影響は限定的であると解釈できる。

他の変数として、人口、財政力指数、財政力指数の二乗項が各年度で0.1%有意水準を示した。人口は返礼率と負の相関があり、人口が100万人減少すると返礼率が約0.1%上昇する傾向が確認された。特に人口規模が小さい自治体で高い返礼率が設定され、これにより、都市部から過疎化が進む地方の自治体への財源移転が進行している状況が裏付けられる。財政力指数は返礼率と正の相関を示し、財政力指数の二乗項は負の相関が確認された。この結果、財政力が高い自治体は高価値な返礼品を提供して返礼率を引き上げる一方、限界効用の低下により、一定以上の財政力を有する自治体は寄附獲得の必要性が低いいため返礼率を抑える傾向がある。また、財政力が極端に低い自治体では、返礼品提供にコストを割けず、返礼率が低くなることが示唆される。結果として、財政力が中程度の自治体で返礼率が高くなる傾向がある。さらに、65歳以上人口比率については、2018年度のみ返礼率との正の相関が確認された。高齢化が進行する自治体では、高齢者向けの公共サービス提供に必要な財源確保や、将来の税収減少を見越して返礼率を高め、寄附獲得に力を入れている可能性がある。一人当たり所得については、2016年度および2017年度で返礼率に対して負の影響が確認され、住民の所得が低い自治体では税収確保のために返礼率を高める傾向が示唆される。

第一次産業比率および農家一人当たり農業産出額については、各年度で返礼率に正の影響を及ぼしていることが確認された。農業や畜産業等が盛んな自治体では、高付加価値の農畜産物を返礼品として提供することが、返礼率の上昇に寄与していると考えられる。実質公債費比率についても、返礼率と正の相関が認められ、負債割合が大きい自治体ほど寄附獲得を目的に返礼率を高める傾向があると推察される。一方、災害復旧費割合については、返礼率との負の相関が確認されるものの、2018年度を除いて有意な結果とはならず、災害復旧等を理由とする義援目的の寄附が返礼率の設定に直接的な影響を及ぼす可能性は低いと推察される。

（2）制度改正後

説明変数については、（1）の結果と同様に、競争相手自治体の平均返礼率が各年度において0.1%有意水準で返礼率に正の影響を与えていることが確認された。競争相手自治体の平均返礼率が1%増加すると、当該自治体も返礼率を0.7～0.9%引き上げる傾向が見られ、近隣自治体間での返礼率競争は制度改正後も継続していることが確認できる。一方、税控除による流出割合については、有意な結果を得られなかったため、特例控除による税流出の規模が返礼率の設定に与える影響は、比較的小さいと考えられる。

他の変数についても、（1）の結果と同様に、人口、財政力指数、財政力指数の二乗項が各年度で0.1%有意水準を満たした。影響の方向性は一貫しており、人口が少ない自治体ほど返礼率を高める傾向が確認されるが、その影響は低下している。また、財政力指数およびその二乗項についても、係数の絶対値が小さくなっており、自治体の財政力が返

礼率設定に与える影響は引き続き確認できるものの、その程度は低下していることが示唆された。

さらに、第一次産業比率については、2021年度のみ返礼率に対して正の相関が確認されたが、全体として地域の産業構造が返礼率に与える影響は低下している。一人当たり所得に関しては、有意水準の違いはあるものの、各年度で返礼率に負の影響を及ぼしており、住民の所得が低い自治体ほど税收確保を目的として返礼率を引き上げる傾向が継続していることが確認された。

一方で、65歳以上人口比率、農家一人当たり農業産出額については、制度改正後の推計では有意水準を満たさず、これらが返礼率に与える影響は認められなくなっている。また、災害復旧費割合についても、制度改正前と同様に有意な結果は得られず、返礼率の設定要因とは考えにくいと推定される。

以上より、制度改正前後において、各要因が返礼率に与える影響の程度に顕著な変化が確認された。特に注目すべき点としては、競争相手自治体の平均返礼率が与える影響であり、いずれの期間でも正の影響が認められているが、制度改正後にはその影響が大きくなった。具体的には、競争相手自治体が返礼率を1%引き上げたときに、当該自治体を引き上げる返礼率の割合が0~0.5%上昇しており、自治体間の返礼率をめぐる競争が継続しているだけでなく、さらに激化している可能性が示唆される。制度改正によって返礼品競争が緩和されたとする深澤（2024）とは異なる結果となった。他の説明変数である、税控除による流出割合については、制度改正前後いずれも返礼率に対して負の影響が認められたものの、統計的に有意ではないため、返礼率の上限規制による影響は小さいものと推察される。

表3 制度改正前(2016年度~2018年度)の推計結果

	プールデータ		2016年度		2017年度		2018年度	
	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
操作変数法(2SLS)								
競争相手自治体の平均返礼率	0.502 *** (0.024)	0.551 *** (0.077)	0.496 *** (0.044)	0.477 *** (0.139)	0.545 *** (0.040)	0.661 *** (0.139)	0.463 *** (0.040)	0.491 *** (0.106)
税控除による流出割合	1.540 (0.967)	1.609 + (0.973)	6.686 * (3.003)	6.588 * (3.075)	-0.508 (1.722)	-0.367 (1.734)	0.716 (1.151)	0.711 (1.151)
人口	-0.110 *** (0.011)	-0.110 *** (0.011)	-0.119 *** (0.025)	-0.119 *** (0.025)	-0.112 *** (0.018)	-0.113 *** (0.019)	-0.102 *** (0.015)	-0.102 *** (0.015)
65歳以上人口比率	0.097 *** (0.025)	0.072 (0.045)	0.077 (0.048)	0.088 (0.087)	0.129 ** (0.041)	0.068 (0.081)	0.117 *** (0.034)	0.105 + (0.056)
一人当たり所得	-0.039 *** (0.008)	-0.041 *** (0.008)	-0.058 *** (0.016)	-0.057 ** (0.018)	-0.036 ** (0.014)	-0.041 ** (0.015)	-0.016 (0.011)	-0.017 (0.012)
第一次産業比率	0.141 *** (0.025)	0.135 *** (0.026)	0.187 *** (0.050)	0.190 *** (0.053)	0.095 * (0.044)	0.082 + (0.046)	0.137 *** (0.035)	0.133 *** (0.037)
農家一人当たり農業産出額	0.003 *** (0.001)	0.003 *** (0.001)	0.004 *** (0.001)	0.004 *** (0.001)	0.003 ** (0.001)	0.003 ** (0.001)	0.002 * (0.001)	0.002 + (0.001)
財政力指数	0.286 *** (0.025)	0.271 *** (0.034)	0.328 *** (0.052)	0.333 *** (0.062)	0.291 *** (0.043)	0.255 *** (0.059)	0.249 *** (0.037)	0.240 *** (0.050)
財政力指数(二乗項)	-0.170 *** (0.018)	-0.161 *** (0.022)	-0.190 *** (0.038)	-0.193 *** (0.043)	-0.178 *** (0.028)	-0.156 *** (0.038)	-0.149 *** (0.026)	-0.143 *** (0.033)
実質公債費比率	0.002 *** (0.000)	0.002 *** (0.000)	0.002 * (0.001)	0.002 * (0.001)	0.002 * (0.001)	0.002 * (0.001)	0.002 ** (0.001)	0.002 * (0.001)
災害復旧費割合	-0.110 (0.081)	-0.103 (0.082)	-0.015 (0.193)	-0.025 (0.203)	-0.104 (0.169)	-0.122 (0.171)	-0.164 + (0.091)	-0.161 + (0.091)
2017年度ダミー	0.018 *** (0.004)	0.018 *** (0.004)						
2018年度ダミー	0.004 (0.005)	0.005 (0.005)						
第一段階でのF統計量(P値)		7,473.085 (0.000)		2,609.403 (0.000)		2,752.720 (0.000)		3,827.636 (0.000)
過剰識別制約検定でのJ統計量(P値)		27.161 (0.000)		10.035 (0.007)		7.456 (0.024)		13.880 (0.001)
観測数	5,042	5,042	1,666	1,666	1,679	1,679	1,697	1,697
決定係数	0.837	0.836	0.791	0.791	0.848	0.848	0.876	0.875

(注)括弧内は標準誤差を示している。

+、*、**、***は、それぞれ10%、5%、1%、0.1%水準で有意であることを示している。

表4 制度改正後(2020年度~2022年度)の推計結果

操作変数法(2SLS)	プールデータ		2020年度		2021年度		2022年度	
	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
競争相手自治体の平均返礼率	0.769 *** (0.027)	0.833 *** (0.055)	0.778 *** (0.048)	0.807 *** (0.092)	0.724 *** (0.045)	0.833 *** (0.088)	0.820 *** (0.047)	0.841 *** (0.105)
税控除による流出割合	0.328 (0.268)	0.353 (0.269)	-0.238 (0.696)	-0.200 (0.705)	0.231 (0.470)	0.216 (0.470)	0.464 (0.343)	0.467 (0.343)
人口	-0.045 *** (0.005)	-0.045 *** (0.005)	-0.062 *** (0.009)	-0.062 *** (0.009)	-0.041 *** (0.008)	-0.041 *** (0.008)	-0.031 *** (0.007)	-0.031 *** (0.007)
65歳以上人口比率	0.026 * (0.013)	0.004 (0.021)	0.027 (0.024)	0.017 (0.037)	0.041 + (0.022)	0.002 (0.035)	0.019 (0.021)	0.012 (0.039)
一人当たり所得	-0.016 *** (0.004)	-0.019 *** (0.004)	-0.013 + (0.008)	-0.015 + (0.009)	-0.018 ** (0.006)	-0.022 ** (0.007)	-0.013 * (0.006)	-0.014 * (0.007)
第一次産業比率	0.044 *** (0.012)	0.039 ** (0.012)	0.033 (0.023)	0.031 (0.024)	0.071 *** (0.021)	0.063 ** (0.021)	0.026 (0.018)	0.025 (0.019)
農家一人当たり農業産出額	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	0.001 (0.000)	0.001 (0.000)	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)
財政力指数	0.154 *** (0.012)	0.142 *** (0.015)	0.145 *** (0.022)	0.140 *** (0.026)	0.187 *** (0.020)	0.166 *** (0.025)	0.134 *** (0.019)	0.130 *** (0.026)
財政力指数(二乗項)	-0.097 *** (0.008)	-0.090 *** (0.009)	-0.089 *** (0.014)	-0.086 *** (0.016)	-0.116 *** (0.014)	-0.105 *** (0.016)	-0.090 *** (0.013)	-0.088 *** (0.016)
実質公債費比率	0.001 *** (0.000)	0.001 *** (0.000)	0.001 ** (0.000)	0.001 * (0.000)	0.001 *** (0.000)	0.001 ** (0.000)	0.001 ** (0.000)	0.001 ** (0.000)
災害復旧費割合	-0.042 (0.032)	-0.038 (0.032)	-0.083 (0.059)	-0.079 (0.060)	-0.044 (0.052)	-0.042 (0.052)	0.014 (0.055)	0.014 (0.055)
2021年度ダミー	0.004 * (0.002)	0.004 + (0.002)						
2022年度ダミー	0.008 *** (0.002)	0.007 ** (0.002)						
第一段階でのF統計量(P値)		36,381.450 (0.000)	11,530.680 (0.000)		13,232.530 (0.000)		18,823.000 (0.000)	
過剰識別制約検定でのJ統計量(P値)		1.140 (0.565)	1.347 (0.510)		0.647 (0.724)		1.293 (0.524)	
観測数	5,125	5,125	1,709	1,709	1,708	1,708	1,708	1,708
決定係数	0.951	0.951	0.936	0.936	0.952	0.951	0.965	0.965

(注)括弧内は標準誤差を示している。

+、*、**、***は、それぞれ10%、5%、1%、0.1%水準で有意であることを示している。

4-5 アンケート調査結果

本稿では、2023年度の返礼率と2016年度から2022年度までの返礼率の最小値との乖離が大きかった順⁸に、24自治体を対象に調査を実施した。その結果、12自治体から回答を得たものの、そのうち3自治体については、特定の年度における特有の事情が乖離の要因であることが判明した。具体的には、豪雨災害に対する義援目的の寄附や、返礼品を求めない高額寄附者からの寄附が多かったことにより、返礼率が一時的に低下していたが、制度上の返礼率変更は行われていなかった。さらに、別の4自治体については、2019年の制度改正以降に返礼品付きふるさと納税制度を開始していたため、後述で別途考察を行うこととした。以上を踏まえ、残りの5自治体から得られた回答をもとに、返礼率の引き上げ要因について考察を行う。

返礼率を引き上げた主な理由として、最も多かったのは寄附者数や寄附金額の増加を目指すことで、4自治体がこれを挙げた。次に、地域の特産品やサービスの認知拡大を図ることが2自治体から挙げられた⁹。一方、他の自治体との競争や調整を返礼率引き上げの主な理由とする回答は見られなかった。ただし、主な要因とは言えないものの、返礼率引き上げに際して他の自治体の返礼率の影響を感じたと回答した自治体が1自治体あり、当該自治体は今後の返礼率変更において、他の自治体とのバランスにも配慮したいと述べている。ここで、返礼率をめぐる自治体間競争が問題視されている現状を踏まえると、仮に他の自治体の返礼率が引き上げの一因であった場合でも、アンケートではそれを主な理由として回答することを控える可能性がある。また、一部の自治体からは他の自治体の状況を考慮した回答があったことに加え、データ分析において自治体間競争の存在が実証されているため、今回の結果をもって自治体間競争の影響

⁸ 2023年度の返礼率が異常に高いなど、データの信頼性が疑わしい自治体については、調査対象から除外した。

⁹ 選択肢は「寄附者数や寄附額の増加を目指すため」、「自治体の財政状況を改善するため」、「地域の特産品やサービスを広めるため」、「地域住民や寄附者からの要望に対応するため」、「他の自治体が設定する返礼率との調整を図るため」、「その他」の6項目を設定し、複数回答可とした。

を否定することはできない。つまり、明言こそ避けられているものの、実際には他の自治体の返礼率を暗黙に参照している可能性が残る。

次に、2019年の制度改正以降に返礼品付きのふるさと納税制度を開始した4自治体の回答をもとに考察する。新たに制度を開始するにあたって、低い返礼率から開始し、寄附実績や地域産業への影響を見ながら段階的に3割程度に引き上げる選択肢が存在しているにもかかわらず、多くの自治体では制度開始当初から返礼率を3割程度に設定する傾向が見受けられる。このことから、3割の返礼率上限規制が新たにふるさと納税制度を開始する自治体の基準となり、それに基づいて当初から比較的高い返礼率が設定されることによって、自治体間競争が一層激化する一因となっていると考えられる。

5 まとめ

本稿では、2019年の制度改正前後における返礼率の決定要因に着目し、上限規制が自治体間競争に与えた影響を分析した。結果として、上限規制は過度に高い返礼率を設定する自治体の抑制に効果を持つ一方で、当初から返礼率が低かった自治体に対しては抑制的な効果が見られず、むしろこれらの自治体が返礼率を3割近くまで引き上げる傾向が確認された。さらに、制度改正後には、同一都道府県内の他の自治体が返礼率を上げると当該自治体も返礼率を上げる傾向が強まった。このことは、制度改正が自治体間競争を抑制する効果を持たなかったのみならず、さらなる激化をもたらしたことを示唆している。

以上より、本稿で得た結果は、返礼率上限規制が自治体間競争に与える影響についての新たな知見を提供し、制度改正の内容が必ずしも競争の抑制に繋がらないことを示している。特に、返礼率が高い自治体に焦点を当てた政策が、返礼率の低い自治体に与える影響を十分に考慮していなかった点が課題として浮き彫りとなった。

本稿は自治体間競争が緩和したとする深澤（2024）とは異なる結果を得た。その理由は解明されていないが、競争相手自治体の定義を地理的に隣接する自治体とした深澤（2024）との定義の違いが影響したかもしれない。

今後の課題としては、まず、競争相手自治体の再検討が挙げられる。本稿では、同一都道府県内の他の自治体を競争相手として設定したが、ふるさと納税制度ではインターネットを介した寄附が一般的であるため、近隣自治体からの影響が限定的である可能性も考えられる。特に、類似した地域特産品を提供する自治体が必ずしも地理的に近接しているわけではなく、全国的に分布していることが想定される。この点を踏まえ、競争相手を設定する際には、地理的要因に加え、例えば、自治体の認知度や知名度、特産品の特性、キャンペーンの有無などを考慮した包括的な枠組みの検討が必要である。

また、自治体間競争の実態をより正確に把握するためには、調査手法や対象範囲のさらなる拡充が求められる。本稿では、アンケート調査の対象が24自治体に限られており、全国的な実態を包括的に捉えるには不十分であった。この課題を解決するために、インタビュー調査や事例研究等も活用しながら、調査対象自治体の範囲を拡大するとともに、調査項目の設計についても再検討を行うことで、競争の実態をより多角的に解明することが期待される。

最後に、ふるさと納税は制度上「寄附」という形態を取るものの、実質的には税の再分配制度であり、深澤（2019）や末松（2020）が指摘するように、返礼率をめぐる自治体間競争は租税競争と捉えるべきである。制度の導入背景やその意義を踏まえると、地方創生や地域活性化の観点から、都市部の自治体から地方部の自治体へ税が再配分されることには一定の肯定的側面がある。しかし、国全体のマクロ的視点から見ると、地域間の税移転自体はゼロサムゲームに過ぎないものの、自治体間で税収獲得を目的とした返礼品提供にコストをかけることは、本来制度が存在しなかった場合に得られたはずの税収を総体として減少させる結果を招く。このように、ふるさと納税制度には自治体間競争を通じた負の側面が内包されている。今後は、政府が実施する政策動向を注視しつつ、制度本来の意義や目的に沿った形で運用が進められることが求められる。本稿の結果が、制度のさらなる改善やより良い活用方法を模索する議論の一助となることを期待する。

主要参考文献 (抄)

- ・伊藤修一郎 (2002) 『自治体政策過程の動態—政策イノベーションと波及—』慶應義塾大学出版会
- ・伊藤修一郎 (2006) 『自治体発の政策革新—景観条例から景観法へ—』木鐸社
- ・尾内速斗 (2016) 「ふるさと納税制度の意義と実態の乖離について」
- ・末松智之 (2020) 「ふるさと納税の返礼率競争の分析」PRI Discussion Paper Series, No.20A-04
- ・高橋勇介・要藤正任・小嶋大造 (2018) 「ふるさと納税は寄附か—ソーシャル・キャピタルの視点からの実証分析—」

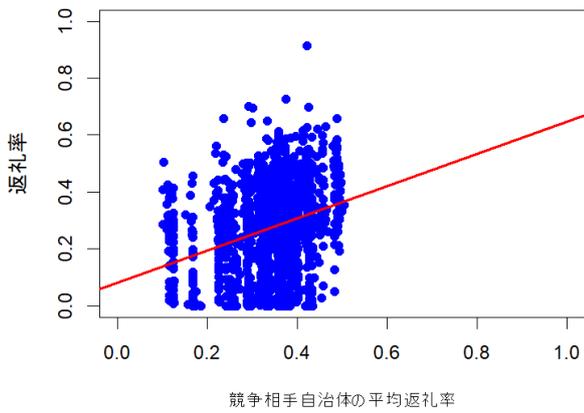
KIER Discussion Paper, No.1707

- ・高橋勇介 (2023) 「地方税法改正とふるさと納税について—返礼率はどのように決まるのか—」『財政と公共政策』第45巻第1号, p.13-22
- ・深澤映司 (2019) 「ふるさと納税を背景とした諸現象の本質」『レファレンス』No.818, p.53-79
- ・深澤映司 (2024) 「ふるさと納税の返礼品競争と「指定制度」の導入—「指定制度」の下で返礼品競争は解消したのか—」『レファレンス』No.877, p.3-22
- ・E.Fukasawa,T.Fukasawa and H.Ogawa (2020) “Intergovernmental competition for donations: The case of the Furusato Nozei program in Japan” , *Journal of Asian Economics*, 67, 101178
- ・E.Yamamura,Y.Tsutsui and F.Ohtake (2017) “Altruistic and selfish motivations of charitable giving: Case of the hometown tax donation system in Japan” ,*The Institute of Social and Economic Research Discussion Paper*, No.1003
- ・総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」

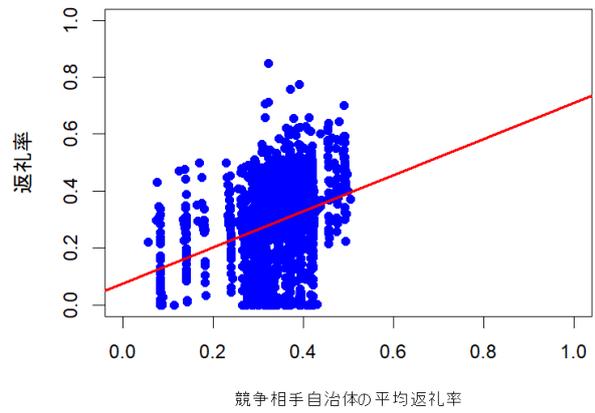
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html (2025.1.24 最終閲覧)

<付録>

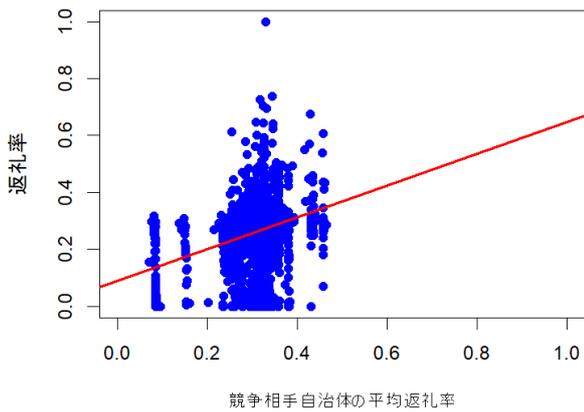
返礼率の散布図と競争度合い(2016年度)



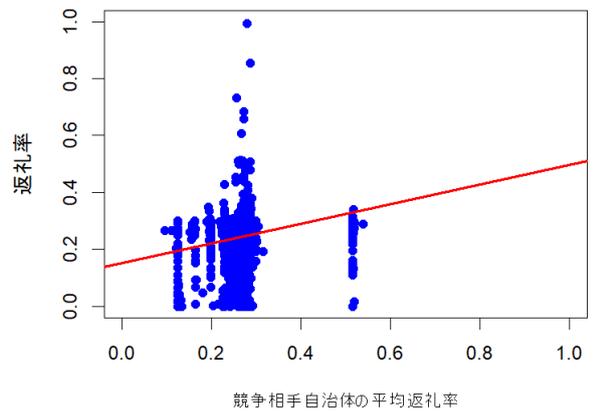
返礼率の散布図と競争度合い(2017年度)



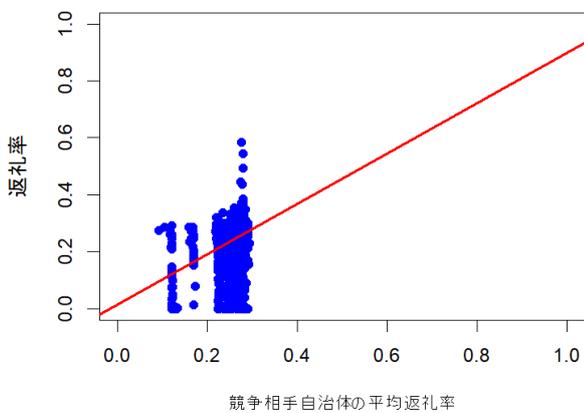
返礼率の散布図と競争度合い(2018年度)



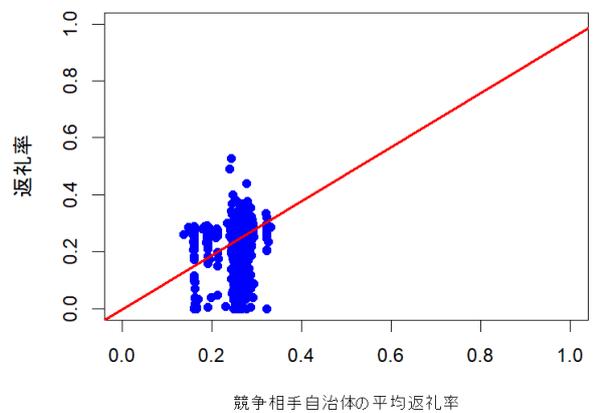
返礼率の散布図と競争度合い(2019年度)



返礼率の散布図と競争度合い(2020年度)



返礼率の散布図と競争度合い(2021年度)



返礼率の散布図と競争度合い(2022年度)

